

焦点

今月号では、4月
から税率が一部改定
される「入湯税」に
ついてご説明します。



問合せ
市役所財政課 (☎31-4512)

「入湯税」ってどんな税？

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興の費用に充てるための税（目的税）で、温泉などの鉱泉浴場での入湯行為に対して掛かるものです。

【税を納める方】 鉱泉浴場の入湯客（中学生までの子どもや一般公衆浴場などで入湯する方を除く）。

※ 鉱泉浴場の経営者などが入湯客から税を徴収し、翌月15日までに市に申告し、納めます。



4月からどう変わるの？

平成27～36年度の10年間、一般の宿泊者1人1泊について入湯税の税率を現行の150円から250円に引き上げます。

ただし、国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館に該当しない施設では、一般の宿泊者1人1泊についての入湯税の税率を現行と同じ150円に軽減します。

国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館について
部屋の広さや各種設備等について一定以上のサービス水準
にあるとして申請・登録されたホテル・旅館です。
現在、市内の鉱泉浴場では阿寒湖温泉地区の一部の宿泊施設
のみが該当しています。
平成27年4月以降、それらの宿泊施設では
250円の税率が適用されます。



◀改定後の入湯税の税率▶

入湯客の区分	税率
一般の宿泊客1人1泊（下記を除く）	250円
国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館 以外の一般の宿泊客1人1泊	150円
一般の日帰り客1人1日	90円
修学旅行生（10人以上の団体）1人1泊	70円
修学旅行生（10人以上の団体）日帰り1人1日	40円

※日帰り客や修学旅行生の入湯税は、現行と同じ税率に軽減します。

増えた分は
どう使われるの？

入湯税の税率改定による増収分（引き上げ後の税率250円のうち100円に相当する分）については、新たに設置する基金に積み立て、250円の税率が適用される宿泊施設が所在する地域の観光振興事業に役立てます。



150円分は、従来どおり、市全体の観光振興や消防施設整備等のために使われます。

釧路市観光振興
臨時基金

地域の観光
振興事業へ！

100円分は、新たに設置する「釧路市観光振興臨時基金」に積み立て、地域の観光振興事業に特化して使われます。

魅力ある観光施策の推進のため、今回の入湯税の引き上げにつぎまして、市民の皆さまのご理解をお願いします。

